

植民地主義と立憲主義のはざままで

松平 徳仁

序 紋切型と違和感

(1)台湾大学創立の数え方

a) 入植者の認識（小田滋、元 ICJ 判事・日本学士院会員）

「……台湾という植民地でも高度の教育が行われ、台湾人（本島人）も内地人と同様にこれを享受してきたことです。そうして興味のあることは台北帝大のあとを継ぐ今の国立台湾大学が来年創立「八〇周年」を迎えるという、これは台北帝大の設立の年から数えてのことなのです。数年前、かつての京城帝大のあとのソウル国立大学の学長が台湾のこの状況を見て「韓国では考えられもしないこと」と語ったと伝えられますが、これが朝鮮とは違った「台湾」であるという認識をもつことが重要だろうと思います。」[小田 2002]

b) 戦後日本知識人の認識（蓮實重彦・東大総長の祝辞、1998年11月15日の記念式典）

「台湾大学の七〇年の歴史が、二つの異なる時期に分かれていることを、わたくしたちはよく承知しております。一九二七年に日本の帝国主義者たちによって設立されたとき、この大学は台北帝国大学と呼ばれており、一九四五年一月一五日の中国による主権回復までそれが続きます。その事実、この大学の発展に、わが国がきわめて否定的な役割を演じたことを即座に思い起こさせてくれます。この機会に、わたくしは、祖父や曾祖父の世代の日本人が台湾に対して行った誤りに対する、真摯なお詫びを表明させていただく次第であります。」[蓮實 1999]

(2)紋切型

a) 「今」と「昔」

b) 「日本」「台湾」「韓国」

Blut und Boden、他者性の不足（日本）と過剰（台湾・朝鮮半島）

c) 不都合な例外の排除：Edward Said の指摘

「私たちは、国民国家が用意する鋳型に社会を押し込める風潮に慣れすぎているため、あらゆる社会の最終形態は国家であるかのように考え、国家と完全に一致しない社会を想像することができなくなっている。もちろんこの傾向は、ナショナリズム、国民国家、さまざまな国家主義のイデオロギーが支配する時代にあっては、ある意味では当然のことだ。……人はある集団に属するか、それとも別の集団に属するかしかなかく、集団の内部にいるか、それとも外部にいるかしかない。」[サイド 2008]

① Said：パレスチナ出身のアラブ系キリスト教徒であるアメリカ市民？

- ② Lukas Bodolski：ドイツ系ポーランド人？ポーランド生まれの「民族ドイツ人」？
- ③王貞治：中国・浙江省出身の父と日本人の母をもつ日本人？中国人？台湾人？
- ④在日コリアン（張本勲、李忠成、鄭大世、孫正義、姜尚中……）
- ⑤沖縄（ウチナーンチュ）・東北・アイヌ [網野 2000]

(3)違和感

- a) ご都合主義的な「記憶」と「忘却」：「1929年」から数えることと「11月15日」の並存
- b) 植民地批判がないままの植民地支配の再評価
- c) 国民国家批判としての植民地＝エスニックなものを国民国家再構築に利用

1 「植民地主義」と「立憲主義」

(1)「植民地主義」とは

- a) 特定の政治経済的事象としての colonialism [工藤 2003]
 - ①宗主国 (metropolis) となる帝国
 - ②植民地 (colony) となる地域
 - ③宗主国と植民地の政治・経済的不平等注意：入植者 (colon)、奴隷、在来住民、先住民の複雑な相互関係
- b) 文化的事象として
 - ①サイド以降：特定の宗主国を必要としない post colonial
 - ②明治日本：ressentiment と模倣＝継受 (reception) = 「自己植民地化」[小森 2001]
- c) 国家の相対化
 - ①「日本」を名乗るヤマトの政治勢力による植民地化 [網野 2000]
東北・アイヌ・琉球・台湾・朝鮮半島
 - ② 311 以降の福島：国家権力の城下町である首都圏の植民地 [高橋 2012]
ただし「アイヌ・琉球・台湾・朝鮮」に対する関係では福島はヤマト側

(2)「支配」と立憲主義

- a) 支配 (domination)：法的事象
 - ①対人命令権 (imperium) = 領土権
 - ②対物支配権 (dominium) = 領域内の河川、森林、海などの公物に対する権限
 - ③植民地支配 = ①②を混同した領土権注意：例外はアメリカの先民法。部族主権 = ①、インディアン信託 = ②
- b) 植民地はいかなる意味の「領土」か
 - ① 19 世紀末のドイツ国法学：「内地」に対する「外地」
「植民地は国法上は国外、国際法上は国内」(“Die Kolonien sind staatsrechtlich Ausland, völkerrechtlich Inland.”)
 - ② 特殊な事例——アメリカ

本土のインディアン諸部族：「国内にある属国」(domestic dependent nations) (Cherokee Nation v. Georgia, 30 U.S. 1 (1831))

アラスカ：関税領域、のちに準州 (territory)

③国家の断片 (fragments) ——G. Jellinek の『一般国家学』

連邦国家も単一国家も州もラントも地方自治体も「保護領」も同じ論理で説明

④「国法上国内」の論理を堅持するフランス

「異なる法域」(effect territorial du droit administratif)

c) 人の支配

①古典的分類：受動的・消極的・積極的・能動的身分＝地位

②植民地：市民と非市民

(3) トクヴィルの憂鬱？——「植民地(化)」と「支配」の調合

「全体的支配」と「部分的植民地化」(La domination totale et la colonisation partielle)

a) 「入植なしの支配」も「支配なしの入植」も得策ではないと主張

b) 入植者のための立憲主義：軍政から民政への移行、プレス自由、所有権その他経済的自由、参政権の保障：都市部中心の制限的植民、現地の伝統的共同体との分離が前提。

c) しかしその後入植が在来住民の生活圏へ拡大。強度な正当化の論理が必要となる。

2 台北帝大と植民地憲法学

(1) 大正デモクラシーという名の nation building の遺産

a) 「児玉＝後藤体制」への反動

b) 原敬の「内地延長」政策

c) 伊澤多喜男の重要性

①「技術官僚としては最初、議会政治家としては最後の世代」(三谷太一郎)に属する

②兄・修二の影響

③幣原坦・喜重郎の兄弟

(2) 台北帝大文政学部

a) 設立の目的

①伊澤総督の意向：「法科といつても法律屋を養成するにあらずして、儒学的道義的政治学を根幹とするもの宜しからんといふにあり、既設大学の法科とは趣を異にするような内容」を定めた。

②実際：枢密院審議で「理屈家、理論家養成」への懸念が出され、その結果、「文法学部」から「文政学部」に。法律学は学科としてではなく、「政学科」内の講座として存在。

b) 教授陣

①人文系：務台理作(西田の弟子、フッサールに入門)、岡田謙(「未開社会」の研究)、移川子之蔵(福島。ハーバード大留学、文化人類学)

②政治系：堀豊彦（多元的国家論）、秋永肇

③法律系：

憲法：1) 井上孚麿（東大法。国体憲法学）、2) 中村哲（東京。東大法。同助手。戦後は法政大学総長）

行政法：1) 土橋友四郎（福島。東大法。官吏。戦後は専修大学へ）、2) 園部敏（岐阜。東大法。京城法学専門学校助教授。戦後愛知大・立命館大へ）

民法・民訴法：宮崎孝治郎（北海道。東大法。同助手。戦後北海道大へ）

【実務家教員的な存在：後藤和佐二（総督府高等法院長）、姉齒松平（総督府法院判官）】

刑法：1) 安平政吉（東大法。検事。戦後最高検検事・公判部長）、2) 植松正（東北大法。判事・検事。戦後検事をへて一橋大へ）

法律哲学：1) 杉山茂頭（戦後都立大へ）、2) 中井淳（戦後関西学院大へ）

c) 特色：憲法・行政法にかんしていえば、立憲学派とコロニアリズム学派の植民地

(3)植民地の憲法問題

a) 中村哲：コロニアリズム

①南原繁と竹越与三郎

②「六三問題」：1896年台湾法令法の立法者意思

③イギリス流とフランス流の植民政策の「対決」を演出

「内地延長」(rattachements) = 同化 (assimilation) = 憲法通用 = フランス

特殊法・慣習法に基づく支配 = 自治 = 憲法通用せず = イギリス

④日本流植民地支配の批判：英仏のいずれでもない

b) 園部敏：立憲学派

①美濃部達吉の学説

美濃部（律令は合憲）vs 穂積八束（違憲）

評価基準：権力分立・権利保障・法治（律令の存在、行政訴訟制度の不在）

社会学的差異を根拠とする「異法地域」

②「台湾行政法」について

3 批判的検討

(1)比較憲法

a) 政策と憲法・法制度の混同

①フランスの植民地はカリブ、アフリカ、太平洋に散在し、統一的な植民政策も植民地法もなかった。

②アルジェリアは他の植民地から峻別されていた。1881年のデクレ・ロワで定めた rattachements は「行政一元化」を意味し、入植者を本国と連結させることが目的であったが、元来の住民にとっては悪政でしかなく、1896年に廃止。その後のアルジェリア政策

はサン・シモン主義的色彩のある協同 (association) 政策と「同化」政策の間で揺れ動くことになるが、「同化」にかかわらず植民地の公法人格と自主財政、住民自治制が認められ、「協同」にかかわらずイスラーム法に基づく裁判制度が攻撃され、廃止されていった。

③ドイツ

b) 「憲法の通用」：red herring

①フランス：憲法の通用と法律の通用とはレベルの違う話

②ドイツ：「保護領法」(Schutzgebietsgesetz) の憲法問題

ラーバント『帝国国法論』(1888) —— 皇帝の外交大権。憲法が通用しなくても実質的意味の法律事項であれば議会に留保されるのであり、また保護領に関する大権は kaiserliche Reichsminister としての帝国宰相を通じて行使されるべきである (大臣責任制) [Grohmann 2001]。

c) 「立法の委任」

①民主主義国である米・仏は、異なる理由から立法権の non-delegation を建前とする。

②しかしフランスの実務では、性質上当然植民地でも施行される (と議会が考える) 法律を除き、共和国大統領は命令で法律の植民地施行を宣言し、植民地における行政組織を定めていた (decret-loi 授權法)。また一部の植民地総督には、当該植民地における法律の公布権 (publicite) が認められていた (公布されなければ法律は発効しない)。これらは委任立法としてではなく、憲法慣習として正当化された。法律による行政の原則違反の法令については、越権訴訟が認められていた。なおデクレ・ロワによる法律の植民地施行宣言については、施行されるのは法律ではなく命令であると解されていた。

注意：総督の権限は任地によって異なるが、共和国公権の執行者 (dépositaire) として広範で強力な権限が法律で与えられていた。一定期間の拘留・罰金などの罰則も含む総督令の制定権、植民地駐留軍に対する指揮権、本国議会の議決を経た戒厳令の布告権、一定の外交上の権限、一定の司法権など。総督の命令・裁決に対する司法上の上訴は認めないという統治行為の法理 (acte de gouvernement) をコンセイユ・デタが認めた。

③ドイツ：非民主主義・権威主義体制。法律の留保の範囲

d) 立法権への参加

①「国民代表」の法的意義

②フランス：カリブ植民地などは入植者と市民である在来の住民両方から選出。アルジェリアは入植者のみで選出。

③ドイツ：連邦国家

e) 司法制度

①フランス：植民地司法官は本国の司法官僚団ではなく植民地官僚団に所属。身分保障は限られていた。

②ドイツ

f) 権利保障

①フランス：私法上の権利と「公的自由」。法律がなければ観念できない

②ドイツ：一般的自由権 (違法な強制を受けない)、反射的権利 (官吏就任権)

g) 平等

①問題は植民地特殊法の存在（たとえばアルジェリアでは *code de l'indigénat* や「アラブ税」のような権利侵害的なものもあれば、伝統的共同体の価値秩序を保つ慣習法を承認したものもある）と、参政権＝選挙権の不在。

②フランス：「人権と国民主権」という「文明」をもつがゆえに、差別的になる。

「優れた人種（race）は劣った人種に対して権利をもつ。優れた人種には権利がある、なぜなら彼らは劣った人種に対し、義務を負うからであります。彼らは劣った人種を文明化する権利をもつのです。……優れた人種の実任である教育と文明化の使命を肝に銘じた入植者は、まことに稀少であります。負けた人種をよりよきものにできると信じる者は、さらに稀少なのであります。彼らは口々に、その負けた人種は手のつけようがない、教育不可能だと語ります。……彼らは三百万の人間を前にして、抑圧的な政策しか考えつかないのです。」（フェリーの議会演説、1885年7月29日）

③ドイツ：ユダヤ系について考える。Jellinek は、ユダヤ系の土地取得禁止を定めるドイツ民法典の規定を差別でなく、法的人格の「縮減」（*Minderung*）と解説する。女性・未成年者・制限能力者。

(2)日本の植民地支配

a) 明治国家：

①原点：虚構としての「大政委任論」と「反動」としての天皇主権

② Non-delegation：中央集権と「覇府」・幕府的存在の否定 [三谷 1995]

③授權の代替論理としての機関説の受容：政治的憲法として明治憲法を補強

b) 統治機構

①今日的意味での「三権分立」ではなかった。

注意：穂積が律令制定権に敏感だったのは、「大権干犯」になるからであった。

②構造的権力分立——天皇へのアクセス：府中（内閣・首相）・宮中（宮内省）・軍部

③機能的権力分立——内閣（首相と他の国务大臣）、枢密院、議会（貴・衆）、軍部（大臣と統帥部長）、内大臣、……

④台湾総督と内閣の関係

児玉＝後藤体制の特異性

⑤議会関与

c) 権利

①「憲法上の権利」ではなかった

②法律の留保

③違法な強制からの自由

④裁判官の裁判を受ける権利

⑤参政権と平等

(3)憲法の植民地通用を事例で考える——治警事件

a) 判決（1925年2月20日台湾総督府高等法院判決）

①弁護人の上告趣意書

「我が帝国に於ては内地、朝鮮、台湾及関東州の地域を区画して法令及司法権の施行を別異し共通法に於て特に規定せらるるものの外互に相触るることを得ざるものとす。故に治安警察法の如きも内地に於ては明治 33 年の制定施行に係ると雖も大正 12 年 1 月に至るまで台湾に於ては全く其の法なく従て之が施行もなかりしものなり右両地域に同一文字の法令施行せらるるに至ても内地の政社に台湾官憲の容喙し得ざる如く台湾の行政及司法の官憲は内地の政社に付ては云為することを得ざるは毫も疑なき所なり」。

②判決理由

「政治結社の活動し得べき範囲は法令中之に関し特に規定する所なきを以て其の届出を為したる警察署管内に限局すべきものに非ず全国随所に活動することを妨げざるものと解すべきものとす故に台湾に於ける結社は東京市に於て活動するを得べく東京市に於ける活動は台湾に於ける結社活動の延長に外ならず随て東京市に於ける行動が台湾に於て禁止せられたる結社を解散せずして依然其の活動を継続せしめんとする意思の発現と認むべきものなるときは其の事実に基づき台湾に於ける結社に関する反法行為として之を処分することを得べきものと謂わざるべからず」。

b) 評価

4 植民地支配の崩壊

(1)清宮四郎『外地法』(1944)とケルゼン理論の受容

総体憲法——部分憲法

評価：「断片説」の再構成と法規範における授権・意味づけの秩序

(2)戦争末期の台湾と台北帝大

「……私は当時台北帝国大学の助教授から教授に昇任したばかりのころである。街には竹槍訓練というものが始まり出した。私は大学から徒歩で一〇分とはかからない台北市川端町というところに住んでいた。すぐ裏に出て堤防の上の道に登れば、水量豊富な淡水河の流れが眼下に見られる景勝の地であったが、その付近でも、家庭婦人までが集団を作り、たすきがけで竹槍をしごくことがはやり出した。医学部の著名な某教授の夫人が中でも特に目立つ運動家であった。……この女性が隊長をやっている集団では、彼が率先して演説をしたそうである。

「皆さん、竹槍などで米軍上陸に備えるわけにはまいりません。これは本島人の反乱に立ち向かうためのものであります。いざというとき、本島人の向背は分かりません。そのときに、これがものを言うのです。」[植松 1977]

(3)法秩序の「八月革命」と戦後

a) 宮沢・尾高論争：ポツダム宣言の受諾による憲法変動

b) 植民地の喪失：「主権回復」と「独立」の論理

「1945年8月15日」の意味

c) 戦後補償訴訟で考える——韓国・台湾ハンセン病補償訴訟東京地裁判決(2005.10.25)

①争点：台湾と朝鮮半島にあったハンセン病療養施設（楽生院・小鹿島更生園）が2001年ハンセン病補償法2条の「国立ハンセン病療養所」に該当するか。該当すれば、補償金の支給を受ける適格がある。

②否定：朝鮮では制令である「癩予防令」が法律をいわば依用していたにすぎない。台湾では1931年「癩予防法」が勅令（行政諸法台湾施行令）によって施行されていたが、施行されたのが勅令であって法律ではなかった（国側の主張、韓国訴訟判決）。

③部分的肯定：朝鮮については②と同じ理由で否定。台湾については、施行されたのが法律であったと認定（台湾訴訟判決）。

注意：異法地域でも、法律の施行により内地と外地が同一法域となることを美濃部も認めていた（『日本行政法』）。国の主張と韓国訴訟判決はフランス法的発想？（*decret-loi* は *loi* ではない）

④立法的解決：国側の主張に沿うかたちで2002年の法改正（2条2号）で両方の補償を認めた。

むすびにかえて——「植民地支配」の責任を問う意味

(1)コロニアリズムとナショナリズムの予定調和的關係

(2)立憲主義は解決となるか

a) フランスのアルジェリア支配（ランシエール、バリバール）

「フランスとアルジェリアの関係について語ることは、まずフランスと「フランス自身との関係」（*à elle-même*）について語ることであり、フランスが自らのなかに含んでいるが、大部分は否定している他者性（*altérité*）との関係について語ることである。したがってそれは、それなくしては民主政治が存立しえない脱アイデンティティ化（*dés-identification*）の問題を問うことである。」（バリバールによるまとめ）

b) 客観的・主観的「identity = 自同性」の論理の反省

参考文献

I

網野善彦『「日本」とは何か』（講談社、2000年）。

E・バリバール（松葉祥一訳）『市民権の哲学』（青土社、2000年）。

村上淳一「罪咎・謝罪・責任」『システムと自己観察』（東京大学出版会、2000年）。

王泰升「台湾における「法と暴力」の歴史的評価——日本植民地時代を中心に」高橋哲哉ほか編『法と暴力の記憶——東アジアの歴史経験』（東京大学出版会、2007年）、23-51頁。

エドワード・サイード（川田潤ほか訳）「アイデンティティ、否定、暴力」『収奪のポリティックス』

(NTT 出版、2008 年)、473 頁以下。

高橋哲哉『犠牲のシステム 福島・沖繩』(集英社、2012 年)、193 頁以下。

——『戦後責任論』(講談社、1999 年)。

Étienne Balibar, «Algérie, France: une ou deux nations?», in *Droit de cité* (Éditions de L'Aube, 1998).

Jacques Rancière, «La cause de l'autre», in *Aux bords du politique* (Fabrique éditions, 1998), pp. 202-254.

II

小田滋『堀内・小田家三代百年の台湾——台湾の医事・衛生を軸として』(日本図書刊行会、2002 年)。

——「主権独立国家の「台湾」——「台湾」の国際法上の地位(私の体験的・自伝的台湾論)」『日本学士院紀要』62 巻 1 号 (2007 年)、43 頁。

園部敏『行政法概論——特に台湾行政法規を顧慮して』(野田書房、1940 年)。

園部逸夫『園部逸夫オーラル・ヒストリー』(東大先端科学技術研究センター御厨貴研究室、2006 年)。

III

秋永肇「私の歩んだ道」田口富久治ほか編『現代民主主義の諸問題』(御茶の水書房、1982 年)、373-386 頁。

蓮實重彦「台湾大学創立七〇周年にあたって」『魍魎の誘惑』(東京大学出版会、1999 年)、61-63 頁。

伊澤多喜男伝記編纂委員会編『伊澤多喜男』(羽田書店、1951 年)。

劉書彦「京城帝国大学法文学部と台北帝国大学文政学部における文科学部の設置と発展——植民地統治の差異をめぐって」『アジア文化研究』16 号 (2009 年)、105-118 頁。

植松正『去日來日』(勁草書房、1977 年)。

山路勝彦『台湾の植民地統治——〈無主の野蛮人〉という言説の展開』(日本図書センター、2004 年)。

IV

浅野豊美『帝国日本の植民法制——法域統合と帝国秩序』(名古屋大学出版会、2008 年)。

外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要 外地法制誌第二部』(外務省、1957 年)。

外務省条約局法規課『台湾の委任立法制度 外地法制誌第三部の一』(外務省、1959 年)。

檜山幸夫「台湾統治基本法と外地統治機構の形成——六三法の制定と憲法問題」中京大学社会科学研究所台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』(編者、2004 年)、12 頁以下。

清宮四郎『外地法序説』(有斐閣、1944 年)。

美濃部達吉『憲法撮要(改訂五版)』(有斐閣、1932 年)。

——『日本行政法(上)』(有斐閣、1936 年)。

——『行政法撮要(上)(増補四版)』(有斐閣、1933 年)。

——『ケルゼン学説の批判』(日本評論社、1935 年)。

三谷太一郎『日本政党政治の形成(増補)』(東京大学出版会、1995 年)。

中村哲『植民地統治法の基本問題』(日本評論社、1943 年)。

永井和「田中義一内閣時の朝鮮総督府官制改定問題と倉富勇三郎」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』(思文閣出版、2009 年)、497-561 頁。

王泰升(黃詩淳訳)「日本支配期における台湾人の法意識の転換——台湾法と日本法との融合」『北大法學論集』59 巻 2 号 (2008 年)、365 頁以下。

織田萬『日本行政法原理』(有斐閣、1934 年)。

Yorodzu Oda, *Principes de droit administrative du Japon*, Yūhikaku, 1928.

Tay-sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule, 1895-1945: The Reception of Western*

Law, University of Washington Press, 2000.

V

- マーク・ピーティアー (浅野豊美訳)『植民地 帝国五〇年の興亡』(読売新聞社、1996年)。
許世楷『日本統治下の台湾』(東京大学出版会、1972年)。
見市雅俊編『疾病・開発・帝国医療——アジアにおける病気と医療の歴史学』(東京大学出版会、2001年)。
台湾総督府編『台湾統治概要 (復刻版)』(原書房、1973年)。
矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』(岩波書店、1988年)。

VI

- 平野千果子『フランス植民地主義の歴史』(人文書院、2002年)。
小森陽一『ポストコロニアル』(岩波書店、2001年)。
H・ケルゼン (清宮四郎訳)『一般国家学』(岩波書店、1936年)。
工藤庸子『ヨーロッパ文明批判序説 植民地・共和国・オリエンタリズム』(東京大学出版会、2003年)。
竹沢尚一郎『表象の植民地帝国』(世界思想社、2001年)。
ルイ・ローラン＝ピエール・ランビュエ (東亜経済調査局訳)『仏蘭西植民地法提要』(東亜経済調査局、1937年)。
Charles-Robert Ageron, *Modern Algeria*, trans. Michael Brett, Hurst, 1991.
Raymond F. Betts, *Assimilation and Association in French Colonial Theory*, Columbia University Press, 1961.
———, «Jules Ferry et la colonisation», in *Jules Ferry: fondateur de la République*, F. Furet, ed., Editions d'I' EHESS, 1985, pp. 191–206.
Marc Grohmann, *Exotische Verfassung: die Kompetenzen des Reichstags für die deutschen Kolonien in Gesetzgebung und Staatsrechtswissenschaft des Kaiserreichs (1884–1914)*, Mohr Siebeck, 2001.
Hervé Guineret, *Tocqueville, De la guerre au colonialisme*, Ellipses, 2007.
Maurice Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 12^{me} éd., 1929.
———, *Précis de droit administrative et de droit public*, 12^e éd., 1933.
E. Luchaire, *Le statut constitutionnel de la France d'outre-mer*, Université de Paris I, 1992.
Ian Lustick, *State-Building Failure in British Ireland & French Algeria*, University of California, 1985.
Louis Rolland, Pierre Lampué, *Précis de droit des pays d'outre-mer*, 1949.
Alexis de Tocqueville, «Travail sur l'Algérie», in *Oeuvres complètes*, tome III, *Écrits et discours politiques*, 1962.
Kenneth Vignes, *Le Gouverneur general Tirman et le système des rattachements*, 1958.
その他
Barbara Rogoff, *The Cultural Nature of Human Development*, Oxford University Press, 2003.